

インド知的財産ニュースレター

第 2016-11 号
2016 年 11 月 22 日

インド商標出願ステータス確認の方法及びその重要性

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

インド商標出願ステータス確認の方法及びその重要性

ババット・ヴィニット¹（担当：五味²）

背景

インド商標登録局は長年に亘り審査や異議申立などの処理の莫大なバックログを抱えておりますが、2016年4月³⁴及び7⁵月に審査レポートへの応答期限を過ぎているにもかかわらず応答がない案件を見なし放棄とする旨の通知を発行し、実際に対象となる多くの案件を見なし放棄扱いとしました。インド政府は2016年4月26日に商標の審査期間を大幅に短縮すると発表しており⁶、今後商標登録局における審査や異議申立などの処理が加速することが見込まれております。

インド商標登録局において商標出願が受理されると、出願人名称・住所、商標、区分、指定商品・役務、代理人などの情報が商標登録局のデータベースに登録され、同局のホームページ上で公開されます。その後、この登録データは、出願人からの書類の提出や商標登録局からの通知の発行など、ステータスに変更があるとアップデートされます。そのため、出願人は、商標登録局のホームページ上から該出願のステータスを随時確認することができます。

ステータス確認の重要性

➤ 現状

インド商標登録局のデータベースにおいては、出願時の同局によるデータの誤入力、また出願人や代理人の情報などについて補正手続がなされたにもかかわらず変更が登録されないなどの理由から、登録データに誤りがあることが少なくありません。

インド商標登録局は、審査レポートなどの通知を同局のデータベースに登録されている出願人のインド代理人に発送（電子メール送付または郵送）するとともに同局のホームページ上にアップロードします。しかしながら、データベース上の代理人情報に誤りがある場合、商標登録局からの通知が代理人に届かないという事態が発生します。

また、登録データにおいて出願人名称や住所、指定商品／役務などに誤りがあると、誤った情報が公告ジャーナルや登録証に反映されるという事態が発生します。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² 株式会社サンガム IP、東京・日本

³

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/220_1_publicNotice_04April2016.pdf

⁴

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/224_1_publicNotice_11April2016.pdf

⁵

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/258_1_4publicNotice_15July2016.pdf

⁶ <http://www.livemint.com/Politics/7wizU21P5FOGvfDa4SolMP/DIPP-looks-reduce-delays-in-clearing-intellectual-property-a.html>

➤ 審査レポート

審査レポートへの応答期限は通知の受理日から 1 か月とされていますが、上記のように審査レポートが代理人に届かない場合受理日が確定されません。一方、代理人が受理しなくてもホームページから取得することは可能です。ホームページから取得した場合受理日は確定されませんので、同審査レポートがホームページ上にアップロードされた日を受理日とし、アップロードされた日から 1 か月以内に応答することが望ましいと言えます。審査レポートの発行に気づかず長期間に亘り応答せず放置していると見なし放棄扱いとなる恐れがあります。

➤ 連合商標・追加庁料金支払などの指令

連合商標や追加庁料金支払などの指令は現地代理人に通知されないことが多いですが、商標登録局のホームページ上で確認することが可能です。同指令に応答するまで登録は保留されてしまいますので、商標登録局のホームページ上で指令を確認しましたら速やかに応答する必要があります。

➤ 公告

出願が無条件に承認された場合 (accepted)、または、条件付/制限付で承認された場合 (before acceptance)、ジャーナルで公告されます。公告日から 4 か月である異議申立期間に異議申立がなされないと、該出願は登録され登録証が発行されます。公告の事実は代理人に通知されませんので、商標登録局のホームページ上で確認する必要があります。また、公告ジャーナルはダウンロードすることができます。

商標登録局の登録データに誤りがあると、誤った情報に基づきジャーナル及び登録証が発行されます。出願人名称や住所、指定商品/役務などに誤りがあると誤記訂正の不遵守により登録取り消しの対象となる恐れがありますので、登録データの訂正を商標登録局に要求する必要があります。

異議申立がなされた場合においても、前記のように商標登録局の登録データの誤りにより書類が代理人に届かないという事態が発生することがありますので、商標登録局のホームページ上でステータスを確認する必要があります。

➤ 登録

インド商標登録局は、2016 年 8 月 1 日より、商標登録証を自動システムにより発行し、電子メールにてインド代理人に送付するとともに同局ホームページ上に公開しております。登録証は商標登録局のホームページからダウンロードすることが可能になりました。

➤ 商標出願のステータスとその意味

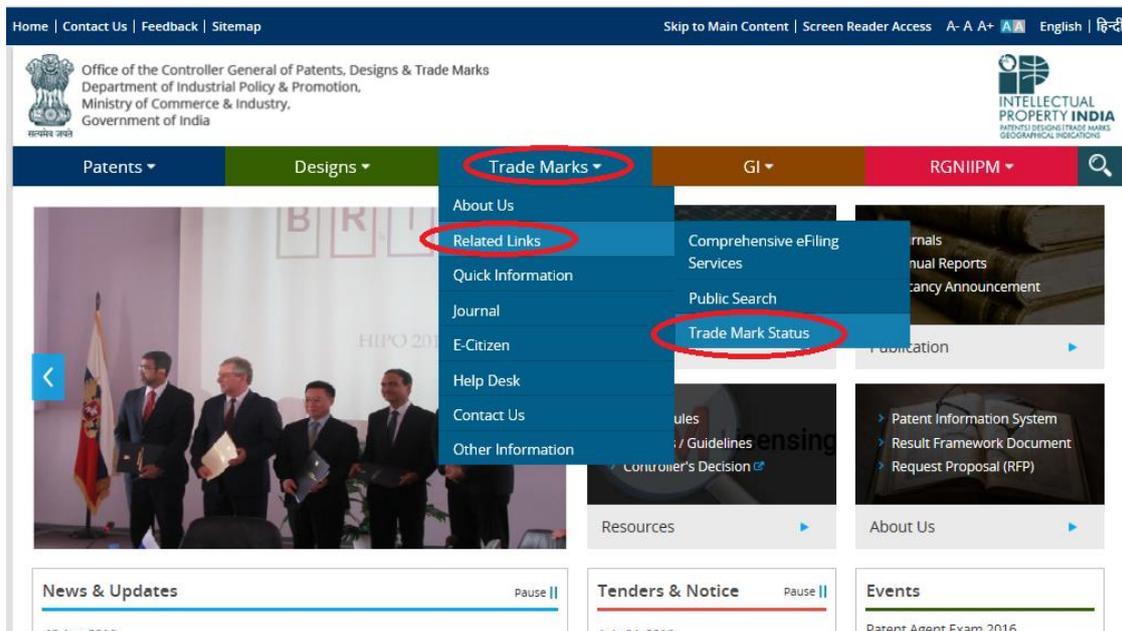
Formalities Chk Fail :	方式審査不合格
Formalities Chk Pass :	方式審査合格
Marked for Exam :	審査開始
Exam Report Issued :	審査レポート発行
Objected :	異議あり
Refused :	拒絶
TM-61 alert:	商品・役務の説明が 500 文字超えた為追加庁料金要

Abandoned :	放棄（所定期間内に応答がない場合）
Withdrawn :	取下げ（出願人が自発的に取り下げた場合）
Registered :	登録（登録証の発行）
Opposed :	異議申立の申請あり
Accepted :	承認
Accepted & Advertised :	承認と公告
Advertised before acc :	承認前公告（条件付きで承認）
Send Bac to EDP :	データ入力にエラーあり

上述のとおり、インド商標登録局に出願した場合、同局のホームページ上で出願のステータスを常に確認しステータスの変更に応じて速やかにアクションをとることが望めます。

ステータス確認方法

1. インド知的財産庁のホームページにアクセスする(<http://www.ipindia.nic.in/>)
2. 「Trade Marks」のプルダウンメニューから「Related Links」、「Trade Mark Status」を選択する



3. 出願番号から検索(Trade Mark Application/Registered Mark)を選択する

